

14 留学生派遣の儀伺

(明治八年一月)

(注記1)
会第九百九拾三号

(作圓)(横田)
印 印

留学生派遣之儀ニ付伺

前日海外留学生ノ儀ニ付廟裁ヲ仰キ候当省ノ主意ハ屢及上陳候
通至重之財ヲ浪費スルノ弊ヲ去リ其支消スル所ハ必ス其習熟ス
ル者ト相適ヒ生徒ヲシテ僥倖ノ念ヲ杜絶シ勉強ノ志ヲ振起セシ
ムルニ出テ候儀ニテ一旦悉皆官費差免ノ命アルハ今日ニ至テ大
ニ派遣ノ需アル基礎ニ有之曩ニ具意ヲ上言シ併テ海外留学生監
督章程ノ制可ヲ賜候所以ニ候然共生徒ノ学力未タ發達セサル素
ヨリ派遣ノ議アルヲ得ス既ニ發達スル者アルモ身体健康前途成
業ノ目的アルニ非サル亦以テ其請アルヘカラス此取捨進退ノ道
ハ慎重評定セサルヘカラサル所ニノ常ニ靜慮深考罷在当夏半期
ノ試業ニ於テ其撰ニ当ルヘキ者有之候得共額金余裕ヲ得サルヲ
以テ抑留遷延終ニ冬半期卒業ノ時ニ及ヒ候今其優等ノ者ヲ擢キ
候得ハ派遣スヘキモノ又更ニ幾人ヲ加ヘ殆三十人ニ至ルヘク若
シ猶遲緩時ヲ涉ラハ独リ当撰者ノ学歩ヲ妨ルノミニ非ス之ヲ後
進者ノ身上ニ伝ヘ一般教育上ニ於テ僅々ナラサル損失ニ有之学
事施設ノ機宜須臾モ不可措要件ニ候条明年ノ省費増額可相成分
ニ就キ彼是斟酌其派遣ノ用途ヲ備ヘ可申卜存候当冬学期試業ノ
日近キニ有之候処再ヒ其時ヲ誤リ候テハ利害不啻候間右三十名

(注記4)(注記3)(注記2)

ヲ上ラサル生徒明治八年ニ在テ留学相命候儀此節ニ於テ至急御許可有之度尚人名費額派遣序次等ハ制可ノ上詳明取調可及具陳候此旨上申候也

明治七年十二月十八日 文部大輔 田中不二磨

太政大臣 三條實美殿

伺之趣三十名ニ上ラサル生徒留学相命候儀聞届候事

但人名費額派遣ノ序次等詳明取調ノ上更ニ可伺出事

明治八年一月十九日

(注記5) 明治八年十月十七日檢 同十九日来 (中村 (注記6) (日下部 (大田 (青山

大臣 (三條 (島津 (岩倉) 議長 (佐々木)

参議 (大隈 (大木) 花押 (伊藤)

(伊藤)

内務課 (高崎 (岩村 (半田 (増田)

外務課 (細川 (永井)

財務課 (高崎)

(注記7)

(注記9) (注記8)

別紙文部省何留學生派遣ノ儀審議候ニ従前海外留學生ノ弊アルヲ察シ昨六年十二月中悉皆帰朝ヲ命セラレ候後今年六月更ニ海外留學生監督章程ヲ定メラレ且監督吏員ヲ設候儀モ御決裁相成爾来学力優等加フルニ身体康健ニシテ成業ノ目的アル者ヲ得バ派遣ヲ要セントスルノ際現ニ其選ニ当ル可キ生徒有之候趣実ニ教育上ノ急務ト存候間伺ノ通御聞届可然ト存候依テ左按取調此段上陳候也

御指令按

伺ノ趣三十名ニ上ラサル生徒留学相命候儀聞届候事

但人名費額派遣ノ序次等詳明取調ノ上更ニ可伺出事
明治八年一月十九日 (横田)

(注記1)

「十二月廿日 / 第二百四十号 / 内務課受付印 (三浦) / 財務第三十七号 / 十二月廿二日 / 財務受付 (紅林 (本田 (浜田))

(注記2)

「内務課 / 財務課 / 十二月廿日 / 左院受付」

(注記3)

「文八十九号」

(注記4)

「十」 (簿冊内件名番号) 「十二月 / 七号」

(注記5)

「写済」

(注記6)

「本田」

(注記7)

「(秋月)

(注記8)

「左院」

(注記9)

「文八十九号」

〔明治八年一月
公文録 文部省之部 二〕
2A, 9, ②1438